

電子申告に関する要望事項

平成 23 年 6 月 28 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 20 年 9 月に IT 戦略本部より「オンライン利用拡大行動計画」が公表され、国税 15 手続を重点手続として平成 25 年度末までに利用率 65% という目標値が設定された。さらに、15 手続のうち先行手続として主に法人関係手続の 11 手続については、平成 23 年度末までに利用率 70% という目標値が設定された。

そのような中で、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示してきた。一方で、税理士会員に対しては、新たな目標として「レベル 5 を達成した税理士会員は、全ての顧客の申告・申請を e-Tax で行うこと」を策定するとともに、「税理士のための電子申告 Q&A」の改訂、「税理士のための電子申告入門書」の作成等を行い、電子申告の重要性の周知を図るとともに電子申告を推進してきた。

国税庁においても、ここ数年の間に、第三者作成書類の添付省略、税理士による代理送信、電子証明書等特別控除の適用期限の延長、e-Tax による還付申告の処理期間短縮、所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、ヘルプデスクの強化、確定申告書等作成コーナーからの直接送信等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善を多く実施してきた。

これらにより、平成 23 年 4 月に国税庁より発表された「平成 22 年度における e-Tax の利用状況について（概要）」によると、オンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は 1,757 万件に達し、前年対比 106%（所得税、法人税、消費税、法定調書等主要手続は前年対比 109%～115%）という結果を残した。

先行 11 手続の利用率は 73.5%にのぼり、平成 23 年度目標値 70%を前倒しで達成し、重点 15 手続の利用率も 50.2%にのぼった。

しかし、今後さらに利用率を伸ばすためには、まず、システム面の改善のみならず、電子申告制度そのものを改正していくことも必要である。電子申告を推進していくためには、従前のような紙の世界を電子に置き換えるという考え方ではなく、電子の特性を踏まえた新たな制度設計へのパラダイムシフトや税理士による代理送信の法制化等が必要とも思われる。また、現在の e-Tax システムは単なる受付システムに過ぎないが、将来的には納税者番号制度（共通番号制度）の導入等とあわせて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報が得られるシステムにしていくことも必要と考えられる。

次に、電子申告を行うことにより、オンライン利用拡大行動計画の目標達成に貢献すると同時に、税理士事務所の更なる業務の効率化に繋がるとの会員の意識改革も必要と考えている。また、多くの税理士はベンダーソフトを利用して電子申告を行うことから、今後も、国税庁とともに、各ベンダーに対して利用率を伸ばすための協力依頼や改善要望を行うことが必要と考えている。

現実には、すでに 100%電子申告を行っている税理士の利用率がこれ以上伸びることはない。今後税理士の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を行っていない税理士をどうやって掘り起こすか、また、電子申告をすでに行っているがその割合の少ない税理士に 100%電子申告を行うように促していくこと等が重要になってくるものと思われる。さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に参加できる環境を整備することが重要である。

電子申告を行える者は納税者本人若しくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに利用者（納税者）の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での「利便性」を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Taxシステムに反映されることを強く望むものである。

電子申告に関する要望事項

(利用率を向上させるインセンティブ)

1. 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、インパクトのあるインセンティブを実施すること。

過去の電子申告利用率の向上には、相談会場の来署型電子申告の導入、5,000円の税額控除、税理士による代理送信等が大きく貢献してきた。しかしながら、今後さらに電子申告を推進していくためには、インセンティブとして、毎年全税目において税額控除を受けることができるような施策を要望する。

また、代理送信の場合でも、「電子申告控除」として全税目における税額控除を実施することを望む。

このほか、歳出が伴わないインセンティブとして、申告期限や納期限を延長することも考えられる。他にも、ダイレクト納付の納期限を振替納税の引き落とし日と同一とすることにより納税者の利便性が増し、利用率の向上に繋がることが考えられる。

(贈与税等の電子申告対応)

2. 贈与税を電子申告対応すること。

一般的に贈与税は所得税に比べて申告件数が少ないものの、電子申告に馴染みやすい税目と考えられる。「税務署に行かなくても自宅、オフィス、税理士事務所から手続きができる」という電子申告のキャッチフレーズとの整合性を図るためにも、また、Web上の「確定申告書等作成コーナー」(以下「作成コーナー」という。)にも贈与税が搭載されているので、贈与税について、早急に電子申告に対応することを望む。

電子申告への対応とあわせて、贈与税の性格を考えれば、電子で納付書をシームレスに利用できると、さらに使い勝手が向上すると思われる。

また、ある程度の申告件数が見込まれる税目における申請・申告書類(例えば、法人税等の間接諸税における申請・申告書類)で、まだ電子で受付できない書類については、送信範囲や添付書類及び送信容量等の条件制限を付加したとしても、可能な限り電子で受付可能な体制を構築することを望む。

(時間延長)

3. 受付時間を拡大すること。

平成22年度は、確定申告期は24時間、さらに5月27日から5月31日(5月30日を除く)までの間、受付時間の拡大が実施されたが、365日24時間利用可能とすることがインターネット本来の概念である。あわせてヘルプデスクの受付時間(特に確定申告期)も今以上に可能な限りの延長が必要であると考えられる。利用率が大きく向上するまでの間、紙ベースの申告に比較して、毎月末の土日の運用や受付時間の拡大等、電子申告による優位性・利便性の更なる向上と、電子申告をしていることによる安心感の確保をするための改善がなされることを望む。

(メッセージボックス)

4. 納税者を代理する税理士が、納税者のメッセージボックスの全情報を参照できるシステムを確立すること。

現在、電子申告利用者には、翌年に申告書が郵送されず、必要な情報はメッセージボックスに格納されている。そこで、納税者が IT 環境を有していない場合もあることから、次年度以降の無申告を防止するためにも納税者のメッセージボックスに通知される全ての情報を代理送信する税理士のメッセージボックスにも送信し、税理士が自身のメッセージボックスで全ての情報を確認できるようにするべきである。

5. メッセージボックスの改善を図ること。

(1) 記載事項・表示内容の充実

個人の消費税について、基準期間の課税売上高を記載すること。

また、前年たまたま免税事業者となった場合、今期は「お知らせ」が格納されないため情報が得られない。消費税の申告は、課税売上高によるものであることから前年の申告の有無に関わらず、消費税に関する情報を格納すること。

還付加算金額について記載すること。

所得税確定申告に係る受信通知に損失等の表示をすること。

「お知らせ」メールに納税者氏名が記載されていないと誰宛のものなのか不明で運用上不便を感じていることから、「お知らせ」メールにも eLTAX のように納税者名を表示すること。

納税者名の表示ができない場合は、例えば、利用者識別番号の末尾 4 桁程度を表示すること。

「お知らせ」については、早期にお知らせの配信がある旨を、ホームページ等で周知すること。

還付金の支払手続が完了したときに還付金の明細を確認できるようにすること。

納税者側から提出済みの届出情報、例えば、棚卸資産の評価方法などについて、メッセージボックスに情報として提供すること。

(2) システム面の改善

消費税に関するお知らせや予定納税額などの表示について、フォントを大きく表示するなど、メリハリをつけて表示すること。

メッセージボックスを複数にする(源泉用・申告用)など、分類して管理しやすいような構造にすること。

メッセージボックスの内容をまとめて印刷できるようにすること。例えば、電子申請等証明書の印刷が簡単にできるように改善すること。

(ホームページ)

6. e-Tax ホームページを改善すること。(新規)

(1) ホームページのサイトマップを大きな文字でわかりやすい位置に掲載し、どこに何があるのかわかりやすく表示すること。

- (2) 一般納税者の IT 理解の能力水準を考慮して専門用語の利用を極力排し、やむを得ぬ場合は丁寧に用語解説すること。
- (3) トップページに「e-Tax の開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」のショートカットアイコンを作成すること。

(確定申告書等作成コーナー)

7. 国税庁ホームページの「作成コーナー」を改善して、税理士会の税務支援事業や税理士事務所で利用しやすい環境とすること。

無料相談会場のパソコン設置及び「作成コーナー」は、年々改善されてきている。多くの点で、税理士会の税務支援事業や税理士事務所で利用しやすい環境を整えられてきたが、まだいくつかの問題点は残されている。

- (1) 税務支援会場等で税理士が代理送信で電子申告することを想定して、税理士専用の入力画面を設けること。税理士専用画面を設けた場合は、さらに、「日税連電子認証局発行の IC カード」のみの対応とすること。
- (2) 決算書等に、税理士の事務所所在地の入力欄を新設し、事務所所在地を表示すること。
- (3) 基本情報の取り込みによる利便性は非常に高いことから、今後、さらにプレ入力の項目を増やすことにより利用拡大されることを望む。また、社会保障・税に関わる番号制度の導入をにらみ、公的年金等の他機関の情報と連携したプレ入力の仕組みを開発すること。
- (4) 作成コーナーの利用者登録の際、新規登録は電子証明書の登録ができるが、利用者識別番号をすでに持っているために新たに電子証明書を登録することができないので電子証明書をどの段階でも登録できるようにすること。
- (5) 源泉徴収票の登録画面で社会保険料控除や生命保険料控除等を入力し、画面を閉じて、再度控除項目で各控除をクリックしないと入力した数値が反映されないため、再計算ボタン等のワンクリックで数値の更新がされるようにすること。
- (6) 各数値を入力するたびに再計算がかかり、画面の切り替わりが遅いので、再計算ボタン (更新ボタン) で一括して再計算するようにすること。

(e-Tax ソフト)

8. e-Tax ソフトの見直しの方向性について

電子申告制度導入から 7 年を経て、電子申告の利用率は伸びているが、e-Tax ソフトそのものの利用率は低下していると予測される。これは「作成コーナー」が利用者視点で作成されており飛躍的に使い勝手が向上していることと、ベンダーソフトの著しい改善により利便性が高まっていることが予測できるためである。実際のソフトの使用状況では税理士事務所はベンダーソフトを使い、無料相談会場では「作成コーナー」が使われている。現在、e-Tax ソフトには、ベンダーソフトや「作成コーナー」にはない、全ての様式の申告書、帳票が準備されているという強みがある。したがって、e-Tax ソフトは「租税書式全集」または「ビューアソフト」という位置づけで残すことを望む。また、将来的には、法人税の申告や法定調書等全ての申請・申告についても Web 化されることを望む。Web 化できない場合は、下記の改善をすること。

- (1) 各申告諸表が連続して印刷できるようにすること。
- (2) 受信通知と共に格納される受信データについて、組み込み作業を不要とするなど簡単にデータを開けるようにすること。
- (3) 高齢者にとっては、入力画面のフォントが小さすぎて文字を読みづらいため、文字のフォントを大きくすること。

(添付書面関係)

9. 添付書面を電子データ化して送信できるようにすること。(新規)

電子申告の普及を阻害する要因として別郵送がある。わずかなデータの補足のために、そこだけ郵送することとなり、送る側の郵送作業と受取側の突合作業等の煩雑な作業が発生する。このような少ない添付資料は電子データ化または PDF 等の添付送信ができるようになることを望む。電子データ化したものが送信できない場合については、税理士による代理送信には、添付省略できるようになることを望む。

(利用者識別番号及び暗証番号)

10. 利用者識別番号の利便性を向上させること。

- (1) 利用者識別番号や暗証番号を忘れた場合の変更等届出書の e-Tax での提出についても、オンラインによる即時発行を可能とすること。
- (2) 利用者識別番号が変更された場合など、以前の利用者識別番号によるデータ等を引き継げるようにすること。
- (3) 提出先税務署の選択の誤りや利用者識別番号と申告データが一致していない場合など明らかに誤りとみられる送信について、送信段階でエラーメッセージを表示すること。
- (4) 暗証番号について、現行では、3 年毎の変更を要し、新暗証番号は従前の番号とは一定以上の文字・数字の変更が義務付けられているが、個人の場合、電子申告利用が年一回のみの者も多く、使用頻度の低い暗証番号を 3 年毎に変更するのは個人にとって煩雑であることから暗証番号の変更周期を延長すること。

(ダイレクト納付)

11. ダイレクト納付の利用環境を改善すること。

- (1) ダイレクト納付の利用可能な金融機関が少ないため、利用したくても利用できない納税者が存在するため、早急に利用可能な金融機関を拡大されるよう働きかけること。
- (2) ダイレクト納付を利用できない場合は、一部の申告・申請を除いて納付情報を登録しなければならないが、電子申告した後にメッセージボックスに格納される受信通知から電子納税することができるようになれば利便性が向上すると思われる。

(eLTAX)

12. 全市区町村の eLTAX の早期受け入れ体制を構築すること。

平成 23 年 1 月より国税・地方税の所得税に関するデータ連携の実施に伴い、全国の市区町村が eLTAX に接続したが、法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告

書)等の地方税の申告及び電子納税が全て受付可能とならなければ、その価値は半減する。継続的に総務省及び地方自治体へ働きかけ、全市区町村において早期にeLTAXの受け入れ体制を構築することを望む。

また、国税庁より社団法人地方税電子化協議会に対して、e-TaxとeLTAXの受付時間を同一にするよう要望することを望む。さらには、納税者の利便性を鑑み、法人税においても電子による受付窓口を一括受付とするシステムを検討することを望む。

(その他)

13. 申告書等の提出方法の差異に関わらず公平な行政サービスを実施すること。

現在、紙ベースで申告した納税者に対しては翌年度に申告書等が送付され、電子申告した納税者に対しては、翌年に申告のために必要な情報は郵送されず、必要な情報はメッセージボックスに格納されている。公平な行政サービスの実現の観点から、電子申告の場合においても紙ベースでの申告の場合と同様の方法で申告に必要な情報を提供すること。

14. 送信後のデータ、納税証明書及び電子申請等証明書の利用価値を高めること。

現在、電子申告を行った場合、送信後のデータそのものは電子申告以外に利用するケースは殆どない。また、納税証明書及び平成19年分から開始された電子申請等証明書についても、まだ利用する機会は少ないため、金融機関等へ広報する等二次利用の機会を増やし、その利用価値を向上させることが電子申告の利用促進に繋がると思われる。

特に、納税証明書についてはオンライン利用拡大対象重点手続の中に入っているが、極端に利用率が低い。これは納税者自らの電子申請に限られていることと、郵送もしくは窓口での受け取りによるものと思われる。

そこで、電子申請による納税証明書の利用率を向上させるために、代理申請可能とし、申請者のプリンタで即日発行できるようにすべきである。

以上